

平成 2 7 年 2 月定例会

請願・陳情参考資料

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

議会事務局

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県取組状況
27年-5号 (27.1.30)	議 会	地方自治法第124条以下及び国会法第79条以下並びに請願法について、憲法第16条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出について 倉吉市 個人	【現 状】 ・ 請願は、憲法第16条で国民の基本的人権の一つとして保障されている請願権に基づいて行われるものであるのに対し、陳情は法律上保障された権利の行使として行われるものではなく事実上の行為であるとされている。 ・ 請願に関する一般的な規定は請願法に定められ、第5条で「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と規定している。地方議会、国会に対する請願については、地方自治法、国会法、各議会の会議規則等において、議員の紹介が必要であること等の手続きや処理の方法が定められている。 ・ 一方、陳情については、法令上の一般的な手続きや形式が定められておらず、各地方議会においてその取り扱い様々であり、国会においても衆議院と参議院で取り扱いは異なっている。 【本県の状況】 ・ 議会では、法定の要件を具備して提出された請願は、会議規則に基づいて、受理後直近の定例会に付議し、委員会付託し、本会議において採択・不採択を議決している。請願提出者へは、法令上の規定はないが、審議結果を議長名で通知している。 ・ 採択または趣旨採択した請願のうち、知事等において措置することが適当と認められるものは、地方自治法第125条に基づき送付し、その処理経過及び結果の報告を求めている。 ・ 一方、陳情については、会議規則第85条及び議会運営委員会で決定した「請願・陳情に関する取り扱い要領」に基づき、議長がその取り扱いを判断することとされており、請願書と同様の処理をすべきと判断された陳情については、上記の請願書と同様の処理をしている。 ・ それ以外の陳情は、議長から適宜所管委員会及び会派等へ参考送付する取り扱いをしている。

【陳情の要旨】

下記内容の意見書を国に提出すること。

- (イ) 地方自治法及び国会法の請願の受理要件である「議員の紹介」を不要にすること。
- (ロ) 請願法第5条の「誠実に処理」という表現は曖昧。適法な請願については、議会は、きちんと審議・審査し、官公署はきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを同法に明記すること。
- (ハ) 議員の紹介の必要な請願と不要な陳情の差異を是正すること。